

広島高速 5 号線家屋事前調査等業務（その 14）

見積参考資料

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	0 02 広島市東区 00-05.10.01(0) 01-05.10.01(0) 2 委託	凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
発注区分 消費税率(%)	当世代 41 建設コンサル 10	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

施工単価表

図面等

SF150400011

単第0 -0006 表

1

棟 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師 (A)	0.30	人			
技師 (B)	0.93	人			
技師 (C)	0.56	人			
技師 (D) (技術員)	0.58	人			
*** 単位当たり ***	1	棟			
A=2 図面等			B=1 木造建物A		

施工単価表

図面等

SF000147

単第0 -0009 表

頁0 -0010

1

箇所 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師 (A)	0.18	人			
技師 (B)	0.38	人			
技師 (C)	0.44	人			
技師 (D) (技術員)	0.32	人			
*** 単位当たり ***	1	箇所			
A=2 図面等			B=2 敷地面積100m2以上300m2未満		

施工単価表

事前調査 床下（図面等）
（70㎡以上130㎡未満）

V0006

単第0 -0011 表

1

棟 当り

名称・規格など 図面等	数量	単位	単価	金額	備考
技師 (A)	0.21	人			
技師 (B)	0.17	人			
技師 (C)	0.79	人			
技師 (D) (技術員)	0.27	人			
*** 単位当たり ***	1	棟			

広島高速5号線家屋事前調査等業務(その14)の見積における条件を示した参考資料は以下のとおり

家屋事前調査

(1) 積算基準

本業務の積算にあたっては、広島県土木建築局制定の「用地調査等業務費積算基準(最終改正令和4年8月)」(広島県HPにて公表)によるほか、上記積算基準に定めがないものについては、下記により積算している。

①床下事前調査

ア 木造建物又は非木造建物の場合

区分	単位	規模	職種	外業	内業	小計
				調査	図面等	
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.6	0.21	0.81
			技師B	0.6	0.17	0.77
			技師C	0.6	0.79	1.39
			技師D		0.27	0.27

※この表以外の規模の場合は、「用地調査等業務費積算基準 第15. 4(1)表15-1-3の補正率を用いて規模補正を行う。

イ 区分所有建物の場合

区分	単位	規模	職種	外業	内業	小計
				調査	図面等	
区分所有建物	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師A	0.3	0.09	0.39
			技師B	0.3	0.18	0.48
			技師C	0.3	0.14	0.44
			技師D		0.11	0.11

② 買取スキームに係る資料の作成

区分	単位	規模	職種	外業	内業	小計
				調査	図面等	
買取スキームに係る資料の作成	棟	-	技師A			0
			技師B		0.2	0.2
			技師C		0.4	0.4
			技師D		0.8	0.8

(2) 打合せ協議

基本額の対象となる打合せ回数は、業務着手時1回、中間打合せ1回、成果品納入時1回 計3回を見込んでいる。

(3) 旅費交通費

旅費交通費については、広島県土木建築局制定の「用地調査等業務費積算基準(最終改正令和4年8月)」(広島県HPにて公表)第3 業務費の内容及び積算 1 直接原価 (2) 直接経費 ロ 旅費交通費 ロー1 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)を適用する。

(4) その他

本業務に係る積算基準や共通仕様書等については、広島高速道路公社ホームページの「TOP」>「技術管理」>「技術管理資料」のページに掲載しているので、適宜参照すること。

以上